

# 環境保全施設整備交付金交付要綱

平成 29 年 6 月 1 日 制 定  
平成 30 年 2 月 8 日 一部改正  
令和 2 年 4 月 1 日 一部改正  
令和 3 年 2 月 1 日 一部改正  
令和 3 年 3 月 31 日 最終改正

## 第 1 通則

環境保全施設整備交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号、以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年 9 月 26 日政令第 255 号、以下「適正化法施行令」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによる。また、この要綱の細部については、別途、環境保全施設整備交付金取扱要領（以下「取扱要領」という。）に定めるところによる。

## 第 2 交付の目的

この交付金は、国立公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する環境保全施設整備計画に基づく長寿命化を主目的とする整備事業の実施に対して、必要な経費を国が交付することにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに地域の自然環境及び生物多様性の確保に寄与することを目的とする。

## 第 3 定義

### 1 環境保全施設整備交付金

都道府県知事が作成した環境保全施設整備計画に基づく交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

### 2 国定公園等

国定公園、長距離自然歩道（国立公園及び国定公園の区域と重複する区間を除く。）及び国指定鳥獣保護区（国立公園及び国定公園の区域と重複する国指定鳥獣保護区を除く。）に係る地域

### 3 長距離自然歩道

環境省自然環境局長の定める長距離自然歩道整備計画（平成 15 年 3 月 31 日以前に環境大臣が定めたものを含む。）に基づく歩道

### 4 環境保全施設整備計画

自然とのふれあいの推進及び自然環境の保全・再生を図るための既存施設において、

施設の長寿命化に資する目標を明らかにし、併せて交付金の活用による整備概要等を示すことにより、既存施設の長寿命化事業を重点的かつ計画的に実施するために、この要綱に基づき都道府県が作成する計画（以下「整備計画」という。）をいう。

## 5 交付対象事業

次の各号に掲げる事業をいう。ただし、沖縄振興公共投資交付金の交付対象となる事業は、本交付金の交付対象としない。

### 一 国立公園整備事業

国立公園において行われる整備事業であって、取扱要領別紙1に掲げるもの。

### 二 国定公園等整備事業

国定公園等において行われる整備事業であって、取扱要領別紙2に掲げるもの。

### 三 生物多様性保全回復施設整備事業

生物多様性保全回復施設整備交付金で実施された、取扱要領別紙3に掲げるもの。

## 6 交付対象事業者

この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する都道府県及び都道府県からその経費の補助を受けて交付対象事業を実施する市町村をいう。

## 第4 交付対象

この交付金の交付対象は、都道府県とする。

## 第5 交付期間

この交付金を交付する期間は、整備計画ごとに、交付金を受けて交付対象事業が実施される年度から概ね3年から5年とする。

## 第6 交付限度額

整備計画に記載された交付対象事業の総事業費に、国立公園整備事業及び生物多様性保全回復施設整備事業にあつては2分の1を、国定公園等整備事業にあつては100分の45を乗じた額を超えないものとする。

## 第7 交付額の算定等

1 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を超えない範囲において定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times A \quad B$$

A：交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

B：前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率：交付対象事業の総事業費に対する執行事業費の割合

- 2 単年度交付額の算定にあたっては、総事業費から寄付金その他収入額を控除して算出する。ただし、平成 28 年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。
- 3 この交付金の交付後、進捗率に変更があった場合には、交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

なお、国立公園整備事業、国定公園等整備事業、生物多様性保全回復施設整備事業に交付された交付金間の調整は認めない。

- 4 都道府県知事は、交付金の交付申請に当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年 12 月 30 日法律第 180 号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額の合計額に地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

## 第 8 整備計画の提出等

- 1 この交付金を受けようとする都道府県は、自然環境局長が別に定める環境保全施設整備計画作成要領（平成 29 年 6 月 1 日環自整発第 17060110 号、以下「計画要領」という。）に基づく整備計画を作成し、都道府県知事が環境大臣へ提出しなければならない。

なお、国立公園整備事業、国定公園等整備事業及び生物多様性保全回復施設整備事業に係る整備計画は、当該事業ごとに別業により提出することとし、第 9、第 10、第 13、第 15、第 16、第 17 及び第 18 に規定する提出についても、準用する。
- 2 環境大臣は、都道府県知事から前項の規定に基づく整備計画の提出を受けたときは、当該計画に対する交付金の交付、交付限度額及び交付を予定する期間について審査し、その結果を当該都道府県知事に対し通知する。
- 3 前二項の規定は、整備計画を変更する場合に準用する。ただし、計画要領第 4 に定める変更については、この限りでない。

## 第 9 交付申請手続

この交付金の交付の申請は、都道府県知事が様式 1 による交付申請書を、別途指示する期日までに環境大臣に提出しなければならない。

## 第10 変更交付申請手続

都道府県知事は、この交付金の交付決定後の事情の変更により、交付対象事業の内容変更をする必要がある場合には、速やかに様式12による変更交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。ただし、第14に定める軽微な変更である場合は、この限りではない。

## 第11 交付決定

- 1 環境大臣は、第9の規定による交付申請書又は第10の規定による変更交付申請書の提出を受けた場合は、審査を行い、交付を決定し、又は変更の交付を決定した場合は、交付決定通知書又は変更交付決定通知書を都道府県知事に送付するものとする。
- 2 環境大臣は、交付申請書又は変更交付申請書を受理した日から起算して、原則として30日以内に交付の決定を行うものとする。

## 第12 申請の取下げ

都道府県知事は、交付決定若しくは変更交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付金の交付申請又は変更交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書又は変更交付決定通知書において環境大臣が定めた期日までに、その理由を付した書面をもって、環境大臣に申し出なければならない。

## 第13 交付金事業の着手

都道府県知事は、原則として、交付金(変更)交付決定に基づき、交付対象事業に着手するものとする。ただし、緊急かつやむを得ない事情により、(変更)交付決定前に事業着手をしようとするときは、速やかにその旨を様式13により、その理由を具体的に明記した環境保全施設整備交付金(変更)交付決定前事業着手承認申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

## 第14 経費の配分の軽微な変更

この交付金の交付決定又は変更交付決定を受けた後における事業間及び費目間の配分額の変更であって、単年度交付額を変更しない場合は、次に掲げるもの(その変更の額又は率が取扱要領別表第5欄に掲げる算定基準を上回るものを除く。)にあつては、第10に定める変更交付申請書の環境大臣への提出を要しないものとする。

- 一 本工事費、測量設計費、用地費及補償費、機械器具費又は営繕費の相互間の流用
- 二 庁費又は旅費の相互間の流用(ただし、食糧費の増額を除く。)
- 三 旅費又は庁費から、本工事費、測量設計費、用地費及補償費、機械器具費又は営繕費への流用

## 第15 事業の中止又は廃止

都道府県知事は、交付対象事業を中止し又は廃止する場合には、様式14による中止(廃止)承認申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

## 第16 事業遅延の届出

都道府県知事は、交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合においては、様式15による遅延報告書を速やかに環境大臣に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日(交付金の繰越があった場合は当該繰り越しを伴う変更により定められた完了予定期日とする。)後2ヶ月以内である場合は、この限りではない。

## 第17 状況報告

都道府県知事は、事業の毎月の遂行状況について、環境大臣の要求があったときは、様式16による状況報告書を提出しなければならない。

## 第18 実績報告

- 1 都道府県知事は、事業が完了した日(第15により交付対象事業の中止又は廃止について環境大臣の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに様式17による実績報告書を環境大臣に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、交付対象事業が翌年度にわたるときは、翌年度の4月30日までに様式21による年度終了実績報告書を環境大臣に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、第1項の実績報告書の提出に当たって、第7第4項ただし書きの規定により交付額を算出した場合において、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

## 第19 交付金の額の確定

- 1 環境大臣は、第18第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の成果が交付金の交付の決定若しくは変更の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。
- 2 環境大臣は、都道府県に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を都道府県知事に命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とする。ただし、

都道府県が交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ 20 日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から 90 日以内とすることができる。

- 4 環境大臣は、前項の返還期間内に交付金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## 第 20 交付金の支払

- 1 交付金は、第 19 第 1 項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、環境大臣が必要があると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、精算（概算）払請求書を官署支出官に提出しなければならない。

## 第 21 整備計画の評価

- 1 都道府県知事は、交付期間の終了時に、整備計画の目標の達成状況等について計画要領に基づき評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告しなければならない。
- 2 環境大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、都道府県に対し、必要な助言をすることができる。

## 第 22 交付決定の取消し等

- 1 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、交付の決定若しくは変更の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
  - 一 都道府県が適正化法及び適正化法施行令その他の法令又はこの要綱に基づく環境大臣の指示に違反した場合
  - 二 都道府県が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
  - 三 都道府県が、交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 環境大臣は、前項の規定による交付決定の取消しをした場合、都道府県知事に対しその取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。
- 3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第 17 条第 1 項に基づく交付決定の取消しである場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの

日数に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第 2 項に基づく交付金の返還については、第 19 第 3 項（ただし書きを除く。）及び第 4 項の規定を準用する。

## 第 23 財産の管理

都道府県知事は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該財産の適正なる維持管理をするとともにその効率的な運営を図らなければならない。

## 第 24 財産の処分の制限

- 1 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、並びに交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他重要な財産とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。
- 3 都道府県知事は、前項の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準（平成 20 年 5 月 15 日付け環境会発第 080515002 号）に基づく承認を受けることなしに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

## 第 25 交付金調書

都道府県知事は、交付対象事業に係る歳入及び歳出を明らかにした様式 23 による交付金調書を作成し、当該歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該交付金調書及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しなければならない。

## 第 26 間接補助に係る交付の条件

都道府県知事は、この交付金を原資として市町村に補助金を交付するときは、第 10、第 13、第 14、第 15、第 16、第 23、第 24 及び第 25 の規定に準ずる条件を付さなければならない。

## 第 27 特別基準の設定

特別の事情により第 8、第 9 及び第 18 に定める手続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣に申請し、その承認を得たものをもってこれに代えることができる。

## 第28 監督等

- 1 環境大臣は、都道府県知事に対し、都道府県知事は当該都道府県が補助する市町村長に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 環境大臣は、都道府県知事に対し、都道府県知事は当該都道府県が補助する市町村長に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 第29 消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還

- 1 都道府県知事は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式 24 による消費税等仕入控除税額報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 2 環境大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還については、第 19 第 3 項（ただし書きを除く。）及び第 4 項の規定を準用する。

## 第30 電子情報処理組織による申請等

都道府県知事は、第 8 第 1 項の規定に基づく整備計画の提出若しくは変更、第 9 の規定に基づく交付の申請、第 10 の規定に基づく変更交付の申請、第 12 の規定に基づく申請の取下げ、第 13 の規定に基づく（変更）交付決定前事業着手の申請、第 15 の規定に基づく事業の中止若しくは廃止の申請、第 16 の規定に基づく事業遅延の届出、第 17 の規定に基づく状況報告、第 18 第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく実績報告、第 20 第 2 項の規定に基づく支払請求、第 21 第 1 項の規定に基づく整備計画の評価、第 27 の規定に基づく特別基準の承認申請、又は第 29 第 1 項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下、「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第 26 条の 2 及び 3 の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

## 第31 電子情報処理組織による通知等

環境大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。



## 第32 間接補助金の電子申請

- 1 都道府県知事は、間接補助金の交付の手續について、電磁的方法（適正化法第26条の2及び3の規定に準じて都道府県知事が定めるものという。以下同じ。）により行うことができる。
- 2 都道府県知事は、間接補助金の交付の決定その他都道府県からその経費の補助を受けて交付対象事業を実施する市町村に対する通知を電磁的方法により行うことができる。

### 附 則（平成29年6月1日環自整発第1706014号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から適用する。

### 附 則（平成30年2月8日環自整発第1802083号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年2月8日から適用する。

（平成29年度第1号補正予算に係る時限）

- 2 平成29年度第1号補正予算に係る事業に限り、第2、第3第1項、第3第4項の「環境保全施設整備計画」を「環境保全施設整備計画又は自然環境整備計画(自然環境整備交付金交付要綱(平成25年3月29日環自総発第1303295号)第3第4項に規定する自然環境整備計画をいう。)」に、第2、第3第4項の「長寿命化」を「長寿命化又は防災・減災を図るための老朽化対策」にそれぞれ読み替えるものとする。

### 附 則（令和2年4月1日環自整発第20040113号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の環境保全施設整備交付金交付要綱（平成29年6月1日環自整発第1706014号）により交付決定された交付金の取扱いについては、なお従前の例による。

### 附 則（令和3年2月1日環自整発第2102018号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から適用する。

### 附 則（令和3年3月31日環自整発第2103316号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の環境保全施設整備交付金交付要綱(平成29年6月1日環自整発第1706014号)により交付決定された交付金の取扱いについては、なお従前の例による。